

議案第 94 号

令和 3 年度松阪市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年度松阪市公共下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 7 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

令和 3 年度松阪市公共下水道事業剰余金処分計算書

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	5,899,976,660	18,192,300	250,807,480
議会の議決による処分数額	0	0	△ 250,807,480
減債積立金の積立て	0	0	△ 250,807,480
処分後残高	5,899,976,660	18,192,300	(繰越利益剰余金) 0

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示す。